

パークシティ白岡自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、パークシティ白岡自主防災会(以下「本会」という)と称する。

(会員)

第2条 本会は、パークシティ白岡区内に居住する世帯をもって構成する。

(事務所)

第3条 本部を「パークシティ白岡管理センター」に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員の相互の共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及に関すること。
- (2)地震等に対する災害予防に関すること。
- (3)地震等の発生時における情報の収集、消火、救出援護、避難誘導、給食給水など応急対策に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6)その他本会の目的を達成するための必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名(パークシティ白岡行政区 区長)
- (2)会長代行 1名(パークシティ白岡全体管理組合 理事長)
- (3)副会長 1名(パークシティ白岡全体管理組合 防災部会長)
- (4)副会長代行 1名(パークシティ白岡行政区 区長代理)
- (5)事務局長 1名(パークシティ白岡行政区 区長代理)
- (6)事務局長代行 1名(パークシティ白岡管理センター所長)
- (7)事務局次長 3名(パークシティ白岡棟別管理組合 委員長、但し上記(1)~(5)を兼務の場合は棟別副委員長とする)
- (8)事務局役員 約30名
総務兼情報担当役員(パークシティ白岡全体管理組合 防災部会及び管理センター)
初期消火担当役員(パークシティ白岡全体管理組合 設備部会及びフレンドリークラブ有志)
給食給水担当役員(パークシティ白岡全体管理組合 予算部会及びフレンドリークラブ有志)
応急救護担当役員(パークシティ白岡全体管理組合 環境コミュニティー部会及び民生委員)
- (9)ブロック担当役員 約30名
避難誘導担当役員(フレンドリークラブ有志、PTA、子供会、民生委員、その他役員)
- (10)防火管理担当役員 1名(防火管理者または会長により任命)
- (11)監事 2名(パークシティ白岡全体管理組合及び棟別幹事から1名)
- (12)本会には、役員会が必要と認めた場合は、顧問を置くことができる。

2 役員は、会員の互選による。

3 小久喜1パークシティ白岡行政区、パークシティ白岡全体管理組合関係役員及びその他の役員の任期は、其々の所属又は関係先での任期が有る場合はその任期に準ずるものとする。

また、欠員が生ずる場合又は交代が行われる場合は、当該役員の所属又は関係先において、本会の会員資格を有するものの中から、その後任に相当するもの又は有志が本会の役員を引き継ぐものとする。

4 任期による役員交代が行われた場合、前役員の本会活動での貴重な体験を活かす観点から、ボランティアまたはスタッフの一員としての参加・支援及び協力を得ることを可とする。

5 災害時の被害によっては、対応する役員数の減少が見込まれるため、普段から会員資格を有する新たな団体・ボランティアの参加・支援及び協力を得ることを可とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

特に別途想定する災害発生時には、災害対策本部を設置して応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その任務を代行する。

3 事務局長は、本会と全体管理組合の連携を図る。災害発生時、防災関係機関と連絡を取り、全体の対応にあたる。

- 4 事務局次長は、本会と棟別管理組合の連携を図る。災害発生時、事務局役員、ブロック担当役員と連絡をとり、当該棟の対応にあたる。
- 5 事務局役員、ブロック担当役員、防火管理担当役員は、担当職務を遂行し、会務の運営にあたる。また、災害等の状況によっては、会長または副会長の指揮命令により、その担当職務を変更する場合がある。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。
- 7 顧問は、本会の全般についての、意見、助言を行う。
- 8 災害時の被害状況により、役員の任務を果たせない状況が見込まれる。また役員であっても私事の優先は止むを得ないことと認め、参集と任務遂行を義務とはしない。但し、状況が改善の場合は、本会活動への参加を心掛け実行に努める。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、それぞれ会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業の計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事。

4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項の役員により構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会に委任された事。
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

3 役員会は、必ず年1回は、防災計画書、規約、役員名簿及び組織図の見直しを行い、それらの変更・修正に対応すること。

4 本会の目的・事業の円滑かつ継続的な運営と、全役員の活発なコミュニケーションと活動支援を図るために、年2回以上の役員会を開催する。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の軽減を図るため、防災計画を策定する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 本会の会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附 則)

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

平成24年10月21日 一部改定